

令和3年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

東北大学

令和4年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	・ ・ ・	i
I 認証評価結果	・ ・ ・ ・ ・	1
II 基準ごとの評価	・ ・ ・ ・ ・	3
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準（1-1～1-3）	・ ・ ・ ・ ・	3
領域2 内部質保証に関する基準（2-1～2-5）	・ ・ ・ ・ ・	7
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準（3-1～3-6）	・ ・ ・ ・	12
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準（4-1～4-2）	・ ・ ・ ・ ・	15
領域5 学生の受入に関する基準（5-1～5-3）	・ ・ ・ ・ ・	17
領域6 教育課程と学習成果に関する基準（6-1～6-8）	・ ・ ・ ・ ・	20
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧		
付録2 根拠資料一覧		
付録3 新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について		
自己評価書		

1. 令和3年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和3年度においては新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、教育現場の視察及び学習環境の状況調査を含めオンラインで実地調査を実施することとし、評価委員会において、通常実施している実地調査と同等の調査であることを確認しました。

(1) 大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

(2) 機構における評価

- ① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。
- ② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。
- ③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。
- ④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（大学の自己評価で根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和2年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行うなどの研修を実施しました。

令和3年度実施分については、音声付きスライドを使って説明会を実施するとともに同様の方法で自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行い、かつ9月までに申請した大学の求めに応じて、個別の大学に対し大学の状況に即した自己評価書の作成について研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和2年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の43大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（43大学）

北海道大学、小樽商科大学、旭川医科大学、東北大学、福島大学、茨城大学、千葉大学、東京医科歯科大学、東京工業大学、東京海洋大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、上越教育大学、山梨大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、三重大学、滋賀大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、鳥取大学、岡山大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、奈良先端科学技術大学院大学

- (3) 機構は、令和3年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和3年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和3年	
7月	書面調査の実施
8月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～1月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

(5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和4年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和4年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

令和3年度に認証評価を実施した43大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合しているとの評価結果となりました。

7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和3年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和4年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
及川良一	大学入試センター参与
片峰茂	長崎市立病院機構理事長
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
近藤倫明	北九州市立大学特任教授
里見進	日本学術振興会理事長
清水一彦	山梨大学理事・副学長
鈴木志津枝	兵庫医療大学副学長・看護学部教授
高島忠義	愛知県立大学名誉教授
高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
西尾章治郎	大阪大学総長
◎濱田純一	国土緑化推進機構理事長

- 日比谷 潤 子 学校法人聖心女子学院常務理事
- 前 田 早 苗 千葉大学教授
- 松 本 美 奈 Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
- 山 内 進 松山大学教授
- 山 口 宏 樹 国立大学協会専務理事
- 山 本 健 慈 国立大学協会参与
- 吉 田 文 早稲田大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

- 片 峰 茂 長崎市立病院機構理事長
- 川 嶋 太津夫 大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
- 清 水 一 彦 山梨大学理事・副学長
- 高 田 邦 昭 群馬県公立大学法人理事長
- ◎ 土 屋 俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
- 光 田 好 孝 大学改革支援・学位授与機構教授
- 山 内 進 松山大学教授
- 山 口 宏 樹 国立大学協会専務理事

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

- 阿波賀 邦 夫 名古屋大学教授
- 井 関 尚 一 公立小松大学教授
- 石 井 徹 哉 大学改革支援・学位授与機構教授
- 井 上 美沙子 大妻女子大学理事・名誉教授
- 岩 坂 直 人 東京海洋大学教授
- 大久保 功 子 東京医科歯科大学教授
- 小 内 透 札幌国際大学特任教授
- 片 山 英 治 野村證券株式会社主任研究員
- 岸 本 喜久雄 東京工業大学名誉教授
- 下 條 文 武 新潟薬科大学長
- 近 藤 倫 明 北九州市立大学特任教授
- 齋 藤 一 弥 筑波大学教授
- 佐 藤 信 行 中央大学教授
- 佐 藤 裕 之 弘前大学教授
- 下 田 憲 雄 大分大学学長特命補佐
- 生源寺 眞一 福島大学教授
- 白 石 小百合 横浜市立大学教授
- 高 倉 喜 信 京都大学副学長

竹内啓博	公認会計士、税理士
谷口功	国立高等専門学校機構理事長
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤良雄	公認会計士
徳久剛史	千葉大学名誉教授
戸田山和久	名古屋大学教授
西尾章治郎	大阪大学総長
西原達次	九州歯科大学理事長・学長
西村伸一	岡山大学教授
野口哲子	奈良先端科学技術大学院大学理事
長谷部勇一	横浜国立大学名誉教授
花泉修	群馬大学教授
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三矢麻理子	公認会計士
◎山内進	松山大学教授
山岡洋	桜美林大学教授
山極壽一	人間文化研究機構総合地球環境学研究所所長
山口佳三	京都大学監事

(第2部会)

石井徹哉	大学改革支援・学位授与機構教授
市川元基	信州大学副学長
伊東幸宏	浜松地域イノベーション推進機構フロンバレーセンター長
岩渕明	岩手県工業技術センター顧問
大城肇	琉球大学特別顧問
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
木部暢子	人間文化研究機構国立国語研究所特任教授
小山清人	山形大学名誉教授
清水美憲	筑波大学教授
鈴木志津枝	兵庫医療大学副学長・看護学部教授
○高島忠義	愛知県立大学名誉教授
◎高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
竹内啓博	公認会計士、税理士
田島節子	大阪大学名誉教授
土川覚	名古屋大学教授
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤良雄	公認会計士
野田泰子	自治医科大学教授
前田芳實	鹿児島大学名誉教授
三矢麻理子	公認会計士

湯川 嘉津美	上智大学教授
横田 光 広	宮崎大学教授
横山 清 子	名古屋市立大学副学長
米村 千 代	千葉大学教授

(第3部会)

浅田 尚 紀	奈良県立大学長
安倍 博	福井大学教授
石川 照 子	大妻女子大学教授
上江洲 一 也	北九州市立大学教授
◎片 峰 茂	長崎市立病院機構理事長
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
佐々木 徹 郎	愛知教育大学特別教授
佐 藤 敬	青森中央学院大学長
塩 田 浩 平	京都大学名誉教授、滋賀医科大学名誉教授
田 邊 政 裕	千葉大学名誉教授
玉 木 長 良	京都府立医科大学特任教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
戸田山 和 久	名古屋大学教授
平 塚 浩 士	群馬大学顧問
藤 田 佐 和	高知県立大学教授
藤 本 眞 一	大和橿原病院名誉院長
前 田 健 康	新潟大学教授
三 矢 麻理子	公認会計士
○山 本 健 慈	国立大学協会参与
吉 澤 結 子	秋田県立大学理事・副学長

(第4部会)

東 信 彦	大学入試センター監事
石 田 朋 靖	高崎健康福祉大学副学長
鶉 飼 裕 之	愛知東邦大学長
尾 家 祐 二	九州工業大学長
大 野 弘 幸	日本学術振興会学術システム研究センター所長
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
佐 藤 之 彦	千葉大学教授
竹 内 俊 郎	東京海洋大学名誉教授
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
棚 橋 健 治	広島大学副学長
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
○中 島 恭 一	富山国際大学顧問

原 田 信 志	熊本大学名誉教授
深 見 公 雄	放送大学高知学習センター所長
松 原 仁	東京大学教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
◎ 山 口 宏 樹	国立大学協会専務理事
横 矢 直 和	奈良先端科学技術大学院大学名誉教授

(第5部会)

明 石 要 一	千葉敬愛短期大学長
位 田 隆 一	滋賀大学長
○ 稲 垣 卓	福山市立大学名誉教授
岩 崎 久美子	放送大学教授
大 谷 順	熊本大学理事・副学長
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
加 藤 映 子	大阪女学院大学長
上 井 喜 彦	福島大学監事
後 藤 ひとみ	愛知教育大学特別教授
◎ 清 水 一 彦	山梨大学理事・副学長
下 田 憲 雄	大分大学学長特命補佐
蛇 穴 治 夫	北海道教育大学長
高 梨 泰 彦	京都産業大学教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄	公認会計士
長 尾 彰 夫	大阪教育大学名誉教授
山 下 一 夫	鳴門教育大学長

※ ◎は部会長、○は部会長代理

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

◎ 川 嶋 太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
浅 野 茂	山形大学教授
小 湊 卓 夫	九州大学准教授
渋 井 進	大学改革支援・学位授与機構教授
寫 田 敏 行	茨城大学教授
末 次 剛健志	有明工業高等専門学校総務課長
高 橋 哲 也	大阪府立大学副学長（統括）
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
新 田 早 苗	琉球大学後援財団常務理事
林 隆 之	政策研究大学院大学教授
前 田 早 苗	千葉大学教授

森 利 枝 大学改革支援・学位授与機構教授

※ ◎は部会長

2. 評価結果について

「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学がひとつの機関として機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2-3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1-1から基準6-8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあつた場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2-1又は基準2-2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述しています。

「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1-1から基準6-8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

I 認証評価結果

東北大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準のうち、基準 5－3 を除くすべての基準を満たしている。

基準 5－3 については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目基準 2－1 及び基準 2－2 を満たしており、かつ訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況にある。

- 一部の研究科において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。(基準 5－3)

また、優れた点として、次のことが挙げられる。

- 令和 12 年度を目途に世界三十傑大学となることを構想に掲げ、その実現のために海外有識者等を委員とする東北大学グローバルイニシアティブ構想諮問会議（国際アドバイザリーボード）を平成 28 年度に新設し、過去 2 回諮問会議を開催した。そこで得られた助言を基に、国際戦略室の設置、国際戦略の策定・公表を行うなど、大学の国際化をいっそう高度化しており、外国人教員等の雇用促進を図るため、外国人教員雇用促進経費、クロスアポイントメント活用促進支援制度、若手女性・若手外国人特別教員制度等の取組を導入し推進しているほか、平成 27 年度より、インターナショナルスクールとの協定の下、外国人研究者の子供に係る入学金・授業料の支援を実施するなど受入環境の整備も併せて進めている。これらの取組を推進した結果、外国人教員等数は平成 27 年度の 888 人に比べ、令和 2 年度には 1,115 人（25.6%増）となり、外国語による授業科目数は平成 27 年度の 820 科目に比べ、令和 2 年度には 1,129 科目（37.7%増）と大幅に増加した。(基準 1－2)
- 高度教養教育・学生支援機構では、教員の専門教育指導力育成を目指すプログラムの開発と提供を行っており、STEM（科学・技術・工学・数学）分野における教育力向上のためのプログラム開発の実施と学問分野別教育研究（Discipline-Based Education Research）の導入・普及の取組、外国語教育における教育力向上のためのプログラムの開発、専門性開発プログラムのセミナー・ワークショップを実施している。特に専門性開発プログラムは無料の動画コンテンツとしてウェブサイト上で配信しており、東北大学以外の国内外の 34 の高等教育機関等における FD・SD 研修教材として活用されている。(基準 2－5)
- 全学教育のすべての授業科目において ICT が利用され、学習支援システム「東北大学インターネットスクール（ISTU）」を活用し、授業収録配信システムと連携して修学上の配慮を必要とする学生への対応や補習への活用、クリッカーやアンケートフォームを利用した学生参加型授業の実施や授業改善活動のほか、デジタルプラットフォームを活用したデジタル教材の利用が行われており、各種の授業科目において e-learning 教材の活用等が行われている。令和 2 年 5 月、9 月に東北大学オンライン授業シンポジウムを開催して実践事例や課題等を共有・議論し、その成果を東北大学オンライン授業グッドプラクティスとして学内外へウェブサイトで開催し、他大学からも参照されている。また、令和 3 年度からは川内北キャンパスの各教室

に配備されていた授業収録システムを新しい設備に更新し、設置されたカメラを使用したリアルタイム授業配信や録画ファイルを即入手できるようにするなど、ハイブリッド授業へ対応できるシステムを完備し、授業実施形態の幅が広がった。(基準4-1)

- ユニバーシティ・ハウスの入居定員が第2期中期目標期間中に2.5倍増加し、当初目標を上回る入居定員とすることができている。ユニバーシティ・ハウスで生活することで留学意欲が向上し、「国際社会で活躍できる人材」を目指す高い意識を持つ日本人学生が多く育っており、入居前と退去時で異文化交流に関する大きな意識の変化が生じていることが明らかになっており、ユニバーシティ・ハウスの整備が質的にも高い成果を上げている。(基準4-2)

(第三者による評価結果の活用について)

基準6-1から基準6-8までの各基準に係る教育課程と学習成果の状況を分析するにあたり、各学部・研究科について、国立大学法人等の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価(4年目終了時)の結果をもって各基準に係る自己評価に代えている。これらの評価結果について、認証評価委員会は、信頼できる第三者評価機関が領域6の各基準の内容を含めて評価したものであると認めている。

(新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について)

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、学年当初から通常とは異なる状況の中での教育活動が必要となったと推察される。大学に対してその状況について報告を求めたところ、付録3のとおり取り組んでいることを認めた。

II 基準ごとの評価

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準 1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準 1-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の 10 学部及び 15 研究科を置いている。

[学士課程]

- ・ 文学部（1 学科：人文社会学科）
- ・ 教育学部（1 学科：教育科学科）
- ・ 法学部（1 学科：法学科）
- ・ 経済学部（2 学科：経済学科、経営学科）
- ・ 理学部（7 学科：数学科、物理学科、宇宙地球物理学科、化学科、地圏環境科学科、地球惑星物質科学科、生物学科）
- ・ 医学部（2 学科：医学科、保健学科）
- ・ 歯学部（1 学科：歯学科）
- ・ 薬学部（2 学科：薬学科、創薬科学科）
- ・ 工学部（5 学科：機械知能・航空工学科、電気情報理工学科、化学・バイオ工学科、材料科学総合学科、建築・社会環境工学科）
- ・ 農学部（2 学科：生物生産科学科、応用生物化学科）

[大学院課程]

- ・ 文学研究科（博士前期課程 3 専攻：日本学専攻、広域文化学専攻、総合人間学専攻、博士後期課程 3 専攻：日本学専攻、広域文化学専攻、総合人間学専攻）
- ・ 教育学研究科（博士前期課程 1 専攻：総合教育科学専攻、博士後期課程 1 専攻：総合教育科学専攻）
- ・ 法学研究科（博士前期課程 1 専攻：法政理論研究専攻、博士後期課程 1 専攻：法政理論研究専攻、専門職学位課程 2 専攻：綜合法制専攻、公共法政策専攻）
- ・ 経済学研究科（博士前期課程 1 専攻：経済経営学専攻、博士後期課程 1 専攻：経済経営学専攻、専門職学位課程 1 専攻：会計専門職専攻）
- ・ 理学研究科（博士前期課程 6 専攻：数学専攻、物理学専攻、天文学専攻、地球物理学専攻、化学専攻、地学専攻、博士後期課程 6 専攻：数学専攻、物理学専攻、天文学専攻、地球物理学専攻、化学専攻、地学専攻）
- ・ 医学系研究科（博士前期課程 2 専攻：障害科学専攻、保健学専攻、博士後期課程 2 専攻：障害科学専攻、保健学専攻、修士課程 2 専攻：医科学専攻、公衆衛生学専攻、博士課程 1 専攻：医科学専攻）
- ・ 歯学研究科（修士課程 1 専攻：歯科学専攻、博士課程 1 専攻：歯科学専攻）
- ・ 薬学研究科（博士前期課程 2 専攻：分子薬科学専攻、生命薬科学専攻、博士後期課程 2 専攻：

分子薬科学専攻、生命薬科学専攻、博士課程 1 専攻：医療薬学専攻)

- ・工学研究科（博士前期課程 18 専攻：機械機能創成専攻、ファインメカニクス専攻、ロボティクス専攻、航空宇宙工学専攻、量子エネルギー工学専攻、電気エネルギーシステム専攻、通信工学専攻、電子工学専攻、応用物理学専攻、応用化学専攻、化学工学専攻、バイオ工学専攻、金属フロンティア工学専攻、知能デバイス材料学専攻、材料システム工学専攻、土木工学専攻、都市・建築学専攻、技術社会システム専攻、博士後期課程 18 専攻：機械機能創成専攻、ファインメカニクス専攻、ロボティクス専攻、航空宇宙工学専攻、量子エネルギー工学専攻、電気エネルギーシステム専攻、通信工学専攻、電子工学専攻、応用物理学専攻、応用化学専攻、化学工学専攻、バイオ工学専攻、金属フロンティア工学専攻、知能デバイス材料学専攻、材料システム工学専攻、土木工学専攻、都市・建築学専攻、技術社会システム専攻)
- ・農学研究科（博士前期課程 3 専攻：資源生物科学専攻、応用生命科学専攻、生物産業創成科学専攻、博士後期課程 3 専攻：資源生物科学専攻、応用生命科学専攻、生物産業創成科学専攻)
- ・国際文化研究科（博士前期課程 1 専攻：国際文化研究専攻、博士後期課程 1 専攻：国際文化研究専攻)
- ・情報科学研究科（博士前期課程 4 専攻：情報基礎科学専攻、システム情報科学専攻、人間社会情報科学専攻、応用情報科学専攻、博士後期課程 4 専攻：情報基礎科学専攻、システム情報科学専攻、人間社会情報科学専攻、応用情報科学専攻)
- ・生命科学研究科（博士前期課程 3 専攻：脳生命統御科学専攻、生態発生適応科学専攻、分子化学学生物学専攻、博士後期課程 3 専攻：脳生命統御科学専攻、生態発生適応科学専攻、分子化学学生物学専攻)
- ・環境科学研究科（博士前期課程 2 専攻：先進社会環境学専攻、先端環境創成学専攻、博士後期課程 2 専攻：先進社会環境学専攻、先端環境創成学専攻)
- ・医工学研究科（博士前期課程 1 専攻：医工学専攻、博士後期課程 1 専攻：医工学専攻)

平成 27 年度に、世界最高水準の公衆衛生学の教育研究拠点を形成することにより、公衆衛生の素養、すなわち「社会環境の視点から個人の健康問題を把握してその解決にあたるスキルを有すること、個人と社会におけるより良い健康の実現に貢献しようとする使命感を有すること」を共通基盤的な素養として有するとともに、国際レベルの高度な専門性及び高い職業的倫理観を有する研究者をはじめ、指導者及び実践者を養成することを目的として、医学系研究科に公衆衛生学専攻を設置している。

平成 27 年度に、人材育成目標の明確化、教育プログラムの先鋭化、新しい教育目標に即した新講座の設置、英語だけで学位取得可能なプログラムの設置を主な再編方針として、グローバルに思考し活躍できる能力を備え、高度な専門知識及び研究能力を身につけた人材育成を目標として、国際文化研究科の国際地域文化論専攻、国際文化交流論専攻、国際文化言語論専攻を廃止し、国際文化研究専攻を設置している。

平成 27 年度に、人類社会の存続を危うくする環境問題に対して、揺るぎない環境思想を基盤としたソリューション創出を行える凸型人材及び鳥かんのかつ国際的な視座を有し、先端的環境技術による対策を行える国際的 T 型人材を育成することを目標として、環境科学研究科の環境科学専攻を廃止し、先進社会環境学専攻及び先端環境創成学専攻を設置している。

平成 30 年度に、最先端の情報機器を適切に活用しつつ、現代的な諸問題に対応し、教育や教育

科学の創造的発展に貢献する人材を育成するために、教育学研究科の教育情報学研究部・教育部を廃止し、総合教育科学専攻を設置している。

平成30年度に、生命科学の理解に繋がる「基礎研究の深化」と人類の福祉に繋がる「基幹産業創出と地球規模課題の解決」に取り組むために、生命科学研究科の分子生命科学専攻、生命機能科学専攻及び生体システム生命科学専攻を廃止し、脳生命統御科学専攻、生態発生適応科学専攻、分子化学生物学専攻を設置している。

令和元年度に、高度な人文・社会科学教育の水準を維持しながら、同時に、グローバル化と社会的課題解決の要請に応えることのできる教養ある高度職業人及び高度専門職業人を養成するために、文学研究科の文化科学専攻、言語科学専攻、歴史科学専攻、人間科学専攻を廃止し、日本学専攻、広域文化学専攻、総合人間学専攻を設置している。

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準1-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式1のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式1-2-2のとおり、著しく偏っていない。なお、一部の学部・研究科等において、女性教員の比率が低い状態にある。

基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準1-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員は、各研究科に所属し、専門性に応じて学士課程、大学院課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、各研究科に研究科長、各学部については学部長を置いている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、各研究科、各学部及び各附置研究所に教授会を置いている。各研究科（国際文化研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、環境科学研究科及び医工学研究科を除く。）の教授会は、当該研究科の専任の教授及び当該研究科を組織する学部の附属教育研究施設の専任の教授から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

国際文化研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、環境科学研究科及び医工学研究科の教授会は当該研究科の専任の教授及び当該研究科の協力講座に属する専任の教授である研究科担当教員から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

各学部の教授会は、当該学部の専任の教授及び学科目を兼担する教授から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

各附置研究所の教授会は、当該附置研究所の専任の教授から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。各教授会は、令和2年度には、別紙様式1-3-2のとおり開催さ

れている。

教育研究評議会は、総長及び理事、副学長及び総長補佐、大学院の各研究科長及び各研究科の教授各1人、各附置研究所長及び各附置研究所の教授各1人、病院長及び病院の教授1人、高度教養教育・学生支援機構長及び高度教養教育・学生支援機構の教授1人、東北アジア研究センター長、材料科学高等研究所長、東北メディカル・メガバンク機構長、その他教育研究評議会が定めるところにより総長が指名する教授から構成され、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。令和2年度には、別紙様式1-3-3のとおり開催されている。

部局長連絡会議は、総長及び理事、副学長及び総長補佐、大学院の各研究科長、各附置研究所長、病院長及び病院総括副病院長、東北アジア研究センター長、材料科学高等研究所長、東北メディカル・メガバンク機構長、その他総長が必要と認めた者若干人から構成され、教育研究及び運営の円滑な執行に関し必要な事項について協議するとともに、部局共通の管理運営事項について審議・調整をする組織として設置されている。令和2年度には、別紙様式1-3-3のとおり開催されている。

学務審議会は、総長が指名する理事又は副学長、各研究科の教務に関する事項を所掌する委員会の委員長、各附置研究所の教授各1人、東北アジア研究センターの教授1人、高度教養教育・学生支援機構長、高度教養教育・学生支援機構副機構長、高度教養教育・学生支援機構の教授若干人、データ駆動科学・AI教育研究センター長、データ駆動科学・AI教育研究センターの教授若干人、その他学務審議会が必要と認めた者若干人から構成され、全学教育の科目の計画及び実施に関する事項、全学教育の科目の履修、試験及び単位に関する事項、学部専門教育及び大学院教育に関する事項、教育課程に関する事項、学位に関する事項、教職課程に関する事項、ファカルティ・ディベロップメントに関する事項、学務情報システムの整備、管理及び運用に関する事項、その他教育に関する事項等を全学的な見地から審議する組織として設置されている。令和2年度には、別紙様式1-3-3のとおり開催されている。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

総長を統括責任者とし、総長が指名する理事又は副学長（教育・学生支援担当）を自己点検・評価の責任者とし、かつ、それぞれの領域における改善及び向上活動の責任者としている。この体制における中核的な審議機関は教育改革推進会議であり、その下に、教育の質保証検証部会及び、学部・研究科の改革推進部会が置かれている。これらの役割分担は教育の質保証に関する基本方針及び教育研究活動等の質保証を推進するためのガイドラインに定めている。中核的な審議機関である教育改革推進会議は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある総長が指名する理事又は副学長、各研究科の長のうちから議長が指名する者、各附置研究所の長のうちから議長が指名する者、総務企画部長、教育・学生支援部長、財務部長及びその他議長が必要と認めた者によって構成している。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

文学部、教育学部、法学部、経済学部、理学部、医学部、歯学部、薬学部、工学部、農学部においては、各学部長を責任者としてその質保証を行っている。

文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、理学研究科、医学系研究科、歯学研究科、薬学研究科、工学研究科、農学研究科、国際文化研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、環境科学研究科、医工学研究科においては、各研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

全学教育については、その推進のために学務審議会を置き、教育担当理事・副学長（学務審議会委員長）を責任者としてその質保証を行っている。また、高等大学院機構が企画・実施・支援を行う学際的な大学院教育プログラムの質保証については、高等大学院機構が教育の質保証体制を構築している。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般については、教育の質保証に関する基本方針によれば、総長が指名する理事又は副学長（教育・学生支援担当）を責任者として教育改革推進会議が質保証を行っている。また、キャンパス全体については、施設担当理事を責任者とするキャンパス総合計画委員会及び同委員会の下に設置した施設マネジメント専門委員会が質保証を行っている。図書館については、総長が指名する理事又は副学長である附属図書館長が図書館の運営及び管理に関する業務を統括して、附属図書館商議会在が附属図書館全体の運営に関する重要事項を審議する。情報設備については、総長が指名する理事・副学長である全学総括責任者（CIO）が情報システムの運用及び管理に関する業務を総括し、全学総括責任者の命を受けて情報システムの運用及び管理に関する業務を掌理する全学実施責任者である情報シナジー機構長の下、情報シナジー機構が情報基盤整備等に係る企画立案、調整及び協議を行い、並びにその実施を担っている。情報シナジー機構内の全学情報化戦略会議が、大学全体の情報基盤の整備について協議する。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援に関する重要事項、学生の就職支援、留学生の支援及びその他の学生支援については、教育担当理事・副学長（学生生活支援審議会委員長）を責任者として学生生活支援審議会が質保証を行っている。その役割は、教育の質保証に関する基本方針及び教育研究活動等の質保証を推進するためのガイドラインによって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

入学者選抜の在り方及び入学者選抜方法等の策定、実施、検証については、教育担当理事・副学長（入学試験審議会委員長）を責任者として入学試験審議会が質保証を行っている。その役割は、教育の質保証に関する基本方針及び教育研究活動等の質保証を推進するためのガイドラインによって定めている。

基準 2 - 2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2 - 2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教育の質保証に関する基本方針及び教育研究活動等の質保証を推進するためのガイドラインにおいて、各教育課程について教育研究活動等の質保証を行う基本単位が、並びに全学教育について学務審議会が、毎年度、教育研究活動等の質保証に係る体制と自己点検・評価の結果に関して報告書を教育の質保証検証部会に提出し、教育の質保証検証部会が報告書を精査し、必要に応じて助言・支援を行うとともに、その結果を教育改革推進会議を通じて教育研究評議会へ報告することを定めている。

自己点検・評価において、学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを確認することを、教育研究活動等の質保証を推進するためのガイドラインに定めている。

同様に、教育研究活動等の質保証を行う基本単位が各教育課程について、並びに学務審議会が全学教育について、基準 6 - 3 から基準 6 - 8 に照らした判断を行うことを教育研究活動等の質保証を推進するためのガイドラインに定めている。

教育研究活動等の質保証を行う基本単位が各教育課程の施設設備、学生支援、学生受入について質保証を行う。また、全学のキャンパスの質保証は、キャンパス総合計画委員会及び施設マネジメント専門委員会が「シームレスマネジメント」を行うとともに、毎年度、業務所管部署（施設部）と全 47 の部局等との「施設に関する意見交換会」を実施している。図書館の質保証については、附属図書館自己点検・評価委員会が自己点検・評価を、附属図書館外部評価委員会が外部評価を実施している。

なお、自己評価書提出時点には、図書館の自己点検・評価及び外部評価に関する規程が策定されていなかったが、令和 4 年 1 月までに策定されている。

情報設備の質保証は、情報シナジー機構全学情報化戦略会議において、毎年度の情報基盤整備計画の実施状況の点検・評価が行われることになっている。全学レベルで実施する学生支援については学生生活支援審議会が、全学レベルで実施する学生受入については入学試験審議会が質保証を行

うことを、教育研究活動等の質保証を推進するためのガイドラインに定めている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、教育研究活動等の質保証を推進するためのガイドラインにおいて、各調査等について実施方法、聴取項目、実施時期等を定めて実施している。たとえば在学学生を対象に、全学教育に関する学生との懇談会、学生生活の状況に関する調査、卒業（修了）生を対象に、教育と学修成果に関する調査、教育に関する卒業・修了者調査、卒業（修了）生の雇用者を対象に、教育に関する雇用者調査を定期的に行っている。令和3年度には学生評議員制度を創設し、教育研究評議会構成員との学生評議員懇談会において学生が大学運営について直接的に意見を述べる場を形成している。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順を、教育の質保証に関する基本方針及び教育研究活動等の質保証を推進するためのガイドラインに定めている。すなわち、教育の質保証検証部会が各基本単位から提出された、教育研究活動等の質保証に関する報告書及びPDCAサイクル図を精査し、改善・向上が必要な事項について、各基本単位に対し、改善・向上の取組を要請し、次年度の報告書で取組結果の報告を求める。各基本単位はフィードバックされた精査結果を、教授会等へ報告し、各基本単位の活動状況の改善につなげる。改善・向上の結果は、次年度の報告書として、教育改革推進会議を通じ、教育研究評議会へ報告される。

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準2-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

これまで学生・教職員から意見箱やアンケート等を通じて要望を聴取し、また、学務審議会など各種委員会において自己点検を行うとともに、監事監査や国立大学法人評価等において課題点を把握し、その多くについて対応済みあるいは対応中の状況にある。また、生命科学研究科、経済学研究科・経済学部、情報科学研究科、工学研究科・工学部、環境科学研究科、文学研究科・文学部、国際文化研究科、理学研究科・理学部等の部局において、外部評価や諮問委員会により課題点を把握し対応を行っている。さらに、公共政策大学院、法科大学院、会計大学院の各認証評価、工学部・工学研究科におけるJABEE認定、医学系研究科・医学部における医学教育分野別評価、薬学研究科・薬学部における薬学教育評価などの第三者評価において課題点を把握し、対応済みあるいは対応中の状況にある。

なお、今回の認証評価を受ける中で、令和4年1月までに、内部質保証体制を明文化して規定している。

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準2-4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しについては、教育研究評議会の審議を経て、役員会にて決定するものとなっている。なお、これらの審議にあたり、「学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直し（通知）」によれば、担当理事・副学長を中心に関係する理事・副学長が部局長に確認、点検及び助言を行い、このプロセスにおいて組織変更の適正性を確保するものとしている。

当該見直しの検証については、東北大学における教育の質保証に関する基本方針に基づき、各組織の自己点検・評価の報告書を教育の質保証検証部会が精査し、その結果を教育改革推進会議を通じ、教育研究評議会へ報告する。また、設置計画履行状況等調査において付される意見等についても同様である。

基準 2－5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準 2－5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等にあたって、大学全体で教員選考基準を定めるとともに、人事戦略会議にて教員選考に関する基本方針を定めている。また、法学部・法学研究科、医学部・医学系研究科、薬学部・薬学研究科の各教員、並びに、工学研究科の教授を除く、各学部・研究科等においては、独自に選考基準等を定めており、独自に選考基準等を定めていない各学部・研究科等においては、大学全体で定めている教員選考基準を採用及び昇任の際の判断基準としている。書類選考及び面接等により評価を行い、別紙様式 2－5－1 のとおり教員を採用・昇任させている。

教員個人評価については、大学全体として「教員個人評価のあり方について」を平成 18 年度に策定し、教育、研究、大学運営・支援及び医療業務、社会貢献の 4 領域について、各教員が設定された期間ごとに部局長へ提出する自己評価申告シートに基づき、評価を行うこととしている。加えて、多くの学部・研究科では独自に教員評価に関する内規や通知を策定している。それらに基づき、別紙様式 2－5－2 のとおり教員業績評価を継続的に実施している。「教員個人評価のあり方について」では、評価結果の活用方策について想定される事項が列挙されており、別紙様式 2－5－3 のとおり評価結果の反映は行われている。

また、平成 15 年度に総長教育賞を創設し、授業やその支援、課外活動、国際交流等における指導、教育方法及びその支援について優れた教育上の成果を挙げた教職員を表彰して、教職員のモチベーションの向上を図っている。さらに、ワールドクラスの研究者についてディスティングイッシュトプロフェッサー制度等の複数の制度をつくり処遇に反映している。別紙様式 2－5－4 のとおり、学務審議会や学生生活支援審議会等によりオンライン授業や学生生活支援に関する全学 F D を行うとともに、各学部・研究科等においても F D 活動が行われている。

さらに、高度教養教育・学生支援機構では、教員の専門教育指導力育成を目指すプログラムの開発と提供を行っており、STEM（科学・技術・工学・数学）分野における教育力向上のためのプログラム開発の実施と学問分野別教育研究（Discipline-Based Education Research）の導入・普及の取組、外国語教育における教育力向上のためのプログラムの開発、専門性開発プログラムのセミナー・

ワークショップを実施している。特に専門性開発プログラムは無料の動画コンテンツとしてウェブサイト上で配信しており、東北大学以外の国内外の34の高等教育機関等におけるFD・SD研修教材として活用されている。教育活動を展開するため、別紙様式2-5-5のとおり、教務関係や厚生補導等を担う職員を学務課、教務課、入試課、留学生課、学生支援課、キャリア支援事務室、各学部及び研究科に配置するとともに、教育活動の支援や補助等を行う職員を複数の学部・研究科等に、図書館の業務に従事する職員を附属図書館（医学分館、北青葉山分館、工学分館、農学分館を含む。）や複数の学部・研究科等に配置している。

TA等教育補助者については、各学部、研究科で開講されている授業科目及び全学教育科目に配置し、活用している。また、高度教養教育・学生支援機構学習支援センターでは、SLA（Student Learning Adviser）と称する、学部3年次生から大学院学生の先輩学生による1・2年次生の学習サポートを行う仕組みを構築し、学生同士の学び合いを促進している。

教育支援者、教育補助者の質の維持・向上のため、別紙様式2-5-6のとおり、技術英語オンラインセミナー、生物・生命科学群専門研修（オンデマンド研修）、加工開発群通研・流体研チーム研修（オンライン研修）、電子回路・測定・実験群第1回技術研修（オンライン研修）、加工・開発群青葉山機械グループ理学チーム研修—TIG溶接研修—、図書館ウェビナー等を実施し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

また、別紙様式 3-1-2 のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、役員会、教育研究評議会、経営協議会を設置している。

役員会は、総長及び理事により構成され、中期目標についての意見及び年度計画に関する事項、国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項、その他役員会が定める重要事項等を審議している。

経営協議会は、総長、総長が指名する理事、総長が指名する職員、大学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて総長が任命するものにより構成され、経営に関する重要事項を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式 3-2-2 のとおり、体制を整備している。

法令遵守事項については、情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験があり、それらについては規定し、責任・実施体制を整備している。情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止は総務企画部法務・コンプライアンス課、安全保障輸出管理は総務企画部法務・コンプライアンス課安全保障輸出管理室、生命倫理、動物実験は研究推進部研究コンプライアンス推進室が責任部署となっている。

危機管理については、防火・防災、情報セキュリティ、研究費不正使用、研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応があり、それらについては規定し、責任・実施体制を整備している。防火・防災は総務企画部、情報セキュリティは情報シナジー機構、研究費不正使用及び研究活動に係る不正行為防止は研究推進部研究コンプライアンス推進室、学生危機対応については、危機対応全般は教育・学生支援部が、国際交流に係る危機対応は教育国際交流専門委員会が責任部署となっている。

基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準 3-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

組織運営規程及び事務組織規程に基づき、事務組織を設置している。別紙様式3-3-1のとおり、常勤1,118人、非常勤515人を配置している。

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準3-4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式3-4-1のとおり、教員及び事務職員等が教育改革推進会議、附属図書館運営会議、災害対策推進室、男女共同参画委員会、ハラスメント全学防止対策委員会等の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式3-4-2のとおり、ハラスメント防止対策研修（136人参加）、職員英語研修（22人参加）、情報セキュリティ・個人情報保護教育（9,981人参加）等を実施している。

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準3-5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法に基づき、監事2人（常勤1人、非常勤1人）を置いている。監事は、監事監査規程に基づき、監査計画を作成の上、書面監査及び実地監査を実施し、総長に報告を行っている。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、他の部門から独立した監査室が、内部監査規程に基づき、大学における業務の遂行状況を監査し、及び内部統制を評価することにより、業務の適正な遂行及び経営の合理化・効率化を図るとともに、監事及び会計監査人の行う監査の円滑な遂行に寄与することを目的として、定期監査及び臨時監査を行っている。監査室長は、監査基本計画書及び監査実施計画書を作成し、監査終了後は、当該監査調書を作成した監査担当者との協議の上、当該監査調書その他の資料に基づき内部監査報告書を作成し、総長に報告している。

理事、副理事、監事、会計監査人及び監査室は、四者協議会を定期的で開催し、監査内容、結果等について意見交換を行い、情報共有や相互連携を図っている。

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準3-6を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式3-6-1のとおり公表している。

なお、法令等が公表を求める事項のうち各教員が有する学位、自己点検・評価の結果について、自己評価書提出時点には、一部に公表されていない内容があったが、各教員が有する学位及び自己点検・評価の結果については令和4年1月までに公表されている。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

片平キャンパス、川内キャンパス、青葉山キャンパス、星陵キャンパス（いずれも仙台市青葉区）の4キャンパスを有し、その校地面積は計1,625,638 m²、校舎等の施設面積は計521,912 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

また、各キャンパス等での教育の実施状況については、別紙様式4-1-1のとおりであり、複数のキャンパスで授業を実施する学部及び研究科においては、同日内にキャンパスを移動しないよう、曜日単位で授業を実施するキャンパスを分散させ、キャンパス間を移動するためのキャンパスバスを運行し、夜間に授業を実施する学部及び研究科においては、オンライン授業の実施や、自習室を24時間利用可能にし、夜間の緊急連絡先を掲示するなど、学生のための配慮を行っている。

法令が定める附属施設については、別紙様式4-1-2のとおり、附属学校、病院、附属薬用植物園、創造工学センター、附属複合生態フィールド教育研究センターを設置している。

別紙様式4-1-3のとおり、施設・設備の耐震化については、自己評価書提出時点には、耐震化率は99.9%であったが、令和3年9月に改修工事が完了し、耐震化率は100%となっている。

バリアフリー化については、スロープ、エレベーター、自動ドア、多目的トイレを設置するなど、配慮している。安全防犯面については、屋外灯を設置するなど、配慮している。

I C T環境については、学内ネットワーク等を整備し、活用している。

附属図書館については、川内キャンパス、青葉山キャンパス、星陵キャンパス内に設置しており、延面積37,435 m²、閲覧座席数は2,723席である。原則として9時から20時まで開館している（令和3年5月現在）。令和3年5月1日現在の蔵書数は、図書4,181,137冊、学術雑誌86,703種、電子ジャーナル15,412種である。

自主的学習環境については、別紙様式4-1-6のとおり、自習室、談話室、ラーニングコモンズ等が整備され、利用されている。

基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、学生相談・特別支援センター、保健管理センター、キャリア支援センターを設置し、別紙様式4-2-1のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、ハラスメントの防止等に関する規程等に基づき、全学相談窓口にかかれた全学相談員、部局相談窓口にかかれた部局相談員が相談窓口となり、必要に応じて関係部署

と連携し、個別の事情に即して、関係部局長等と連携して必要な措置を講じるほか、ハラスメント等に関する相談に対応している。

185 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式4-2-2のとおり、グラウンド、体育館、テニスコート等を整備し、運営資金援助、備品貸与等を行っている。

留学生への生活支援等は、教育・学生支援部留学生課を設置し、留学生ハンドブックの配布、チューターを配置するなど、別紙様式4-2-3のとおり体制を整備している。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき対応要領を定め、別紙様式4-2-4のとおり、障害者差別解消の推進、障害を理由とする合理的配慮の提供、障害のある（障害があると思われる）学生及び関係者への相談等を行っている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式4-2-5のとおり、授業料及び入学料の免除（一部免除含む。）、寄宿舍の整備、大学独自の奨学金制度の整備等を行っている。

領域 5 学生の受入に関する基準

基準 5-1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準 5-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、すべての学部・研究科において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。

基準 5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準 5-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式 5-2-1 のとおり入試を行っている。

実施体制については、入試実施委員会が学部の入学試験の当該年度に関する事項及び大学入学共通テストに関する事項を企画及び実施するために置かれており、入学試験審議会が学部及び大学院の入学者選抜に関する事項を最終的に審議・決定するために置かれている。

入学試験審議会、入試企画・広報委員会等の入試に関連した各委員会において入学者選抜の中長期的な企画・改善検討等を行っており、具体的には、AO入試による入学定員の拡大等の改善を行っている。

基準 5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準 5-3 を満たしていない。

【改善を要する点】

- 理学研究科（博士後期課程）及び薬学研究科医療薬学専攻（博士課程）において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

【評価結果の根拠・理由】

平成 29 年度から令和 3 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

- ・文学部：1.06 倍
- ・教育学部：1.06 倍
- ・法学部：1.05 倍
- ・経済学部：1.04 倍
- ・理学部：1.03 倍

- ・医学部：1.01 倍
- ・歯学部：1.02 倍
- ・薬学部：1.08 倍
- ・工学部：1.02 倍
- ・農学部：1.05 倍

[大学院課程]

- ・文学研究科（令和元年度改組）
 - 博士前期課程：1.08 倍
 - 博士後期課程：1.15 倍
- ・教育学研究科（平成 30 年度改組）
 - 博士前期課程：0.96 倍
 - 博士後期課程：1.10 倍
- ・法学研究科
 - 博士前期課程：1.14 倍
 - 博士後期課程：0.73 倍
 - 専門職学位課程（総合法制専攻）：0.86 倍
 - 専門職学位課程（公共法政策専攻）：0.95 倍
- ・経済学研究科
 - 博士前期課程：1.05 倍
 - 博士後期課程：0.81 倍
 - 専門職学位課程（会計専門職専攻）：0.97 倍
- ・理学研究科
 - 博士前期課程：1.07 倍
 - 博士後期課程：0.62 倍
- ・医学系研究科
 - 博士前期課程：1.08 倍
 - 博士後期課程：1.09 倍
 - 修士課程：1.19 倍
 - 博士課程：1.14 倍
- ・歯学研究科
 - 修士課程：0.92 倍
 - 博士課程：1.04 倍
- ・薬学研究科
 - 博士前期課程：1.12 倍
 - 博士後期課程：0.74 倍
 - 博士課程：0.5 倍
- ・工学研究科
 - 博士前期課程：1.18 倍
 - 博士後期課程：0.93 倍
- ・農学研究科

博士前期課程：1.20 倍

博士後期課程：1.13 倍

・国際文化研究科

博士前期課程：0.93 倍

博士後期課程：0.71 倍

・情報科学研究科

博士前期課程：1.13 倍

博士後期課程：0.92 倍

・生命科学研究科（平成 30 年度改組）

博士前期課程：0.96 倍

博士後期課程：0.82 倍

・環境科学研究科

博士前期課程：1.06 倍

博士後期課程：0.96 倍

・医工学研究科

博士前期課程：1.23 倍

博士後期課程：1.08 倍

教育学研究科及び生命科学研究科については平成 30 年度、文学研究科については令和元年度に改組されている。

理学研究科（博士後期課程）及び薬学研究科医療薬学専攻（博士課程）において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

理学研究科においては、博士後期課程進学者の増加に繋げることを目的として、キャリア支援室の就職支援ウェブサイトで、より具体的なキャリアパスを明示している。また、変動地球共生学卓越大学院プログラムにおいて企業フォーラムを開催するとともに、毎年度研究科で実施している大学院説明会及び専攻単位で実施している博士進学促進事業等により、博士後期課程のキャリアパスを示し、進路への不安を解消するための取組を実施している。

薬学研究科においては、学士課程及び博士前期課程で、大学病院薬剤部長等や製薬会社等のOBによる講義を開講し、博士課程及び博士後期課程への進学の意義や進路、重要性を知る機会を設けている。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準 6-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた国立大学法人等の第 3 期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4 年目終了時）の学部・研究科等の教育に関する現況分析結果（以下「現況分析結果」という。）を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

なお、経済学部、理学部、歯学部、薬学部、文学研究科、法学研究科、理学研究科、歯学研究科において、自己評価書提出時点には、学生が身につけるべき資質・能力は示されていたものの、どのような学習成果に対して学位を授与するかについて具体的かつ明確に策定されていなかったが、令和 4 年 1 月までに具体的かつ明確に策定している。

基準 6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準 6-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

経済学研究科を除くすべての学部・研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。

歯学部、薬学部、工学部、薬学研究科、工学研究科を除く各学部・研究科において、自己評価書提出時点には①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していなかったが、令和 4 年 1 月までに明確かつ具体的に策定している。

なお、経済学研究科においては、学習成果の評価の方針が具体的かつ明確とはいえない。

基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準 6-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、教育課程の編成が、体系性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めている。

大学院課程のすべての研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。

なお、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、医学系研究科、歯学研究科、薬学研究科、工学研究科、農学研究科、国際文化研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、環境科学研究科、医工学研究科において、自己評価書提出時点には研究指導計画の作成及び学生への明示について明文化されていなかったが、令和4年1月までに、指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準6-4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

大学として、1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっており、すべての学部・研究科において、各科目の授業期間が原則として10週又は15週にわたるものとなっている。

教育学部、経済学部、医学部、歯学部、工学部、教育学研究科、工学研究科、情報科学研究科、環境科学研究科、医工学研究科の一部の授業科目を除く、各学部・研究科の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。

教育学部、経済学部、医学部、歯学部、工学部、教育学研究科、工学研究科、情報科学研究科、環境科学研究科、医工学研究科において、令和4年1月までに、シラバスのチェック体制が構築されている。

すべての学部・研究科において、教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当している。

専門職学位課程として、法学研究科総合法制専攻（法科大学院）、公共法政策専攻（公共政策大学院）、経済学研究科会計専門職専攻（会計大学院）を設置しており、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けている。

大学設置基準第39条の2で定める薬学に関する必要な施設の確保と薬学実務実習の実施については、薬学部が、病院実習及び薬局実習を実施している。

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準6-5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。
 すべての学部・研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。
 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言を行っている。
 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、支援を行っている。
 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施している。
 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えている。

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準 6－6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。
 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定している。
 すべての学部・研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。
 なお、自己評価書提出時点には、文学部、教育学部、法学部、医学部、歯学部、工学部、農学部、教育学研究科、法学研究科、理学研究科、医学系研究科、歯学研究科、工学研究科、国際文化研究科、情報科学研究科、環境科学研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していなかったが、令和 4 年 1 月までに組織的に確認している。
 すべての学部・研究科において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。
 なお、自己評価書提出時点には、経済学部、理学部、医学部、歯学部、薬学部、工学部、農学部、法学研究科、経済学研究科、理学研究科、歯学研究科、工学研究科、農学研究科、国際文化研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、医工学研究科において、成績に関する異議を受け付ける適切な窓口が組織的に設けられていなかったが、情報科学研究科においては令和 3 年 12 月までに、経済学部、理学部、医学部、歯学部、薬学部、工学部、農学部、法学研究科、経済学研究科、理学研究科、歯学研究科、工学研究科、農学研究科、国際文化研究科、生命科学研究科、医工学研究科においては、令和 4 年 1 月までに設けている。

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【評価結果】 基準 6－7 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定している。

なお、自己評価書提出時点には、医学部において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業要件を組織的に策定していなかったが、令和4年1月までに策定している。

大学院教育課程の各研究科においては、学位論文審査基準を組織として策定している。

なお、自己評価書提出時点には、医学系研究科において、学位論文審査基準が策定されていなかったが、令和4年1月までに策定している。

すべての学部・研究科における卒業（修了）の認定を、策定した要件に則して組織的に実施している。

なお、自己評価書提出時点には、理学研究科において、学位論文の審査体制、審査員の選考方法が策定されていなかったが、令和4年1月までに策定している。

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準6－8を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

過去5年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式6－8－1のとおり、就職及び進学の様子は、別紙様式6－8－2のとおりであり、すべての学部・研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。